

## 調達公告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年1月17日

鳥取県立倉吉総合看護専門学校 校長 皆川 幸久

### 1 調達内容

- (1) 借入物品の名称及び数量  
鳥取県立倉吉総合看護専門学校パーソナルコンピュータ等 一式
- (2) 借入物品の品名、数量及び仕様  
入札説明書による。
- (3) 借入期間及び契約期間  
令和5年3月31日から令和10年3月30日まで  
ただし、令和5年度以降において、本件調達に係る後の予算が成立しなかった場合又は減額となった場合には、契約の全部又は一部を解除できるものとする。
- (4) 納入場所  
入札説明書による。
- (5) 納入期限  
令和5年3月30日（木）  
なお、納入期限までに、設置作業、初期設定等を完了し、使用可能な状態にしなければならない。
- (6) 入札方法  
本件入札は、紙入札とする。  
なお、入札書に記載する金額等については、入札説明書による。

### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。  
なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和5年1月24日（火）正午までに4の（2）の場所に提出しなければならない。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の（2）の場所に必ず連絡しなければならない。
- (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、当該入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付発出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、当該入札の開札日）までの間の

いずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

- (5) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有している者であること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることを確認できる場合に限る。
- (6) 次のア又はイのいずれかに該当する者であること。
  - ア 現在、国、地方公共団体その他の法人とパーソナルコンピュータの賃貸借契約（契約期間が1年以上でパーソナルコンピュータの台数が30台以上のものに限る。）を締結している者であること。
  - イ 令和3年度以降に、国、地方公共団体その他の法人とパーソナルコンピュータの賃貸借契約（契約期間が1年以上でパーソナルコンピュータの台数が30台以上のものに限る。）を締結した実績があり、業務を誠実に履行した者であること。
- (7) 「鳥取県立倉吉総合看護専門学校パーソナルコンピュータ等賃貸借仕様書」に掲載している物品を所有（本件調達の公告日以降に取得する場合を含む。）し、納入期限までに納入場所へ納入することができる者であること。
- (8) 借入物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを発注者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
- (9) 発注者との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県立倉吉総合看護専門学校

### 4 入札手続等

- (1) 入札の手続及び借入物品の仕様に関する問合せ先

〒682-0805 倉吉市南昭和町15

鳥取県立倉吉総合看護専門学校 担当 松尾

電話 0858-22-1041

ファクシミリ 0858-23-5953

電子メール ku\_kango@pref.tottori.lg.jp

- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

- (3) 入札説明書等の交付方法

令和5年1月17日（火）から同年2月14日（火）までの間にインターネットの鳥取県立倉吉総合看護専門学校のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/kurayoshikango/>）から入手できる。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和5年1月17日（火）から同年2月14日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ。

- (4) 納入場所の下見

入札説明書による。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記する。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記する。）により、（1）の場所に送付する。

(6) 入札書の提出期限及び場所

ア 提出期限

令和5年2月24日（金）正午まで

郵便等による入札書の受領期限は、令和5年2月22日（水）午後5時とする。

イ 提出場所

（1）に同じ。

(7) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年2月24日（金）午後1時30分

イ 場所

（1）に同じ。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、入札参加者の立会いは認めない。

(8) 入札結果の連絡

ア 落札者に対し、落札者の決定後速やかに、電話により落札した旨を連絡する。

イ 入札参加者全員に対し、開札日に、電子メールにより入札結果を連絡する。

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、入札者名、入札金額等を記載し、「入札書」と明記するとともに本件調達に係る件名及び入札者名を記載した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格要件を満たすことを証明する書類（以下「事前提出書類」という。）を、4の（1）の場所に令和5年2月14日（火）午後5時までに、郵便等又は持参の方法により提出し、本件入札に参加する資格の確認を受けなければならない。

なお、提出までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、事前提出書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札書に記載した貸借料月額に1.2を乗じて得た額（以下「貸借料年額」という。）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に規定する担保をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定に基づき、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした

入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 落札者の決定方法

本件調達に係る業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者（以下「最低価格者」という。）を、落札者とする。

最低価格者が複数ある場合は、当該最低価格者の間にくじ引きを行い、その当選者を落札者とする。この場合において、最低価格者がくじを引くことができない、又は引かないときは、これに代わり本件入札に利害関係を有しない者（鳥取県立倉吉総合看護専門学校職員）にくじを引かせる。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。